



島根県報

平成20年 2 月 5 日 (火)
第 1,954 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

| | |
|----------------------------------|-------------------|
| 告 示 | |
| 解除予定保安林 | (森 林 整 備 課) 1 |
| 保安林の指定の解除 (2 件) | (") 1 |
| 大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定に基づく意見の概要 | (経 営 支 援 課) 2 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用 地 対 策 課) 6 |
| 公 告 | |
| 特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧 | (環 境 生 活 総 務 課) 6 |
| 収用委告示 | |
| 収用及び使用の裁決手続の開始の決定 | 7 |

告 示

島根県告示第86号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年 2 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
浜田市旭町来尾846 - 5 から846 - 7 まで、853 - 18から853 - 21まで
- (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
浜田市旭町来尾854 - 3
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第87号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により告示する。

平成20年 2 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
飯石郡飯南町志津見660 - 3 (次の図に示す部分に限る。)、660 - 10、660 - 14
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 解除の理由
道路用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第88号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成20年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
出雲市佐田町上橋波644 - 7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第89号

平成19年島根県告示第756号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第2項の規定により意見が提出されたので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成20年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ゆめタウン出雲 島根県出雲市大塚町620外
- 2 意見を述べる者の氏名及び住所
山田 厚詔 島根県出雲市姫原町114の6
- 3 意見の概要
 - (1) ゆめタウン出雲の新設は、駐車場に囲まれる住宅地を残して開業することが予定されており、駐車場に囲まれる住宅地の住民がこれまで享受してきた平穏な生活が著しく侵害され、ゆめタウン出雲の開業による受忍限度を超えることとなる騒音等により駐車場に囲まれる住宅地に居住する病気療養中の者の生命身体の危険を生じさせるもので、その出店・開業に断固、反対するものです。
 - (2) ゆめタウン出雲の新設によって、市道四絡30号線を通行する来店者の車の通行量が激増することが予想されるところ、その歩道の設置に瑕疵があり、市道四絡30号線を歩行する学童・幼児・高齢者の交通事故の危険が大であり、このような重大な欠陥がある状態での出店・開業に断固、反対するものです。
 - (3) 昨年12月のバイパスの開通によって、県立中央病院周辺の道路の交差点における想定外の渋滞が生じ、ゆめタウン出雲の新設によって、当初の予想を大幅に超えた県立中央病院周辺道路の大渋滞が予想されることが明らかとなりました。

大規模小売店舗立地法届け出の道路計画は、昨年12月のバイパスの開通による道路渋滞状況が考慮に入れられておらず、予想される県立中央病院周辺の道路の大渋滞は、近隣住民の生活に重大な支障が生じるとともに、緊急救急車両の通行にも重大な障害となり、市民の生活の安全が確保されていないことは明らかです。

従って、このような重大な欠陥がある状態での出店・開業には、断固、反対するものです。

- (4) ゆめタウン出雲の年商は200億円が予定されています。ゆめタウン出雲の新設・開店により、出雲市の中心市街地の商店街は壊滅的な打撃を受けることが予想され、出雲市のまちづくりに重大な支障となります。

出雲市の中心市街地の商店街の発展と両立できないゆめタウン出雲の新設・開業には、断固、反対するものです。

4 意見の理由

- (1) 私は、開発地域の中の駐車場に囲まれる住宅地に居住している杉谷道子の親族です。

義母の道子は、大正10年の生まれで現在87歳で、イズミの開発地の真ん中に、駐車場に取り囲まれて残される住居に住んでいます。

母は、30年前に「くも膜下出血」で倒れ、1週間余り意識不明でした。奇跡的に命が助かりましたが、殆ど寝たきりの状態になりました。意識不明時、酸素の供給が悪かったのか騒音等に対して非常に敏感になり、十分な睡眠が取れないとイライラを周囲にぶつけるようになり、入院中も看護婦さん等に、普通の人間からすれば、あまりに我がまま、としか思えないような言動を示すようになりました。

以前のやさしくて几帳面な義母とはとても思えない程の変貌でした。

一人娘である妻のすることも気に入らず、結局全てを聞いてくれる義父以外には看病できず、退職年齢の制限のない義父でしたが、早期退職し、母の看病に当たりました。

母は、当初病院に入院していましたが、あまりにも我がままな為、結局病院から追い出されるように帰宅しました。

それ以来、30年余り、一度も外出することなく、家の中も自力で歩行することはできず、車椅子や歩行補助器具を使い、それこそ亀のような速度でしかトイレにも行けません。

一度倒れたりすると、自力で起き上がることができず、深夜トイレで汚物まみれで泣いている、というような事態も起きています。

そして、少しでも生活のリズムが狂うと、イライラが募り、睡眠不足となって体調を崩します。

極めて騒音に敏感になりました。

医師から毎日睡眠薬を処方してもらっていますが、騒音等で夜遅く目覚めると、再度睡眠薬を服用することは禁じられていますので、そのまま明け方まで眠れないこともしばしばあります。その結果、昼夜が逆転することになり、食欲もなく、崩した体調は、なかなか回復しません。

先日も血圧が異常に上がり、往診をお願いしましたが、何よりも静かな環境で十分な睡眠が必要とのことでした。

勿論、家族の我々も明け方までとうとうとするだけ、といった毎日が暫く続くこととなります。

そのため、騒音のない静かな生活が必要ということで、騒音のない静かな田んぼに囲まれた現在の場所に、騒音対策として窓を二重窓にし、母の寝室を家の真ん中に位置するような間取りとした家を新築し、騒音に非常に気を配りながら、24時間介護体制で療養生活を送っています。

ところが、突然、今回のイズミの出店です。

家が、駐車場に囲まれた状態で残されるということです。

家の前の道路（市道四絡30号線）は、夜は虫の音が聞こえるぐらい静かで、この道路を利用する人は殆ど近所の住民の方です。

しかし、イズミが開店すれば、駐車場を含めたイズミの敷地の中央を東西に走る所謂メインストリートになることは一見して明らかです（地図を見れば一目瞭然です。）。

イズミの「ゆめタウン出雲」は、アミューズメント性を強く押し出し、映画のスクリーンが10もあります。映画鑑賞後、店内で食事をしたり、買い物をしたりする方も多いでしょうし、夜遅くまで若者も集まるでしょう。

市道30号線は公道ですので、深夜11時まで営業するという事は、従業員の方も含めれば、深夜12時頃まで、一体

どれだけ多くの車が通行するか、想像もつきません。土日祭日の場合、尚更想像もつきません。

何しろ山陰最大の店舗で、駐車場は、当初の発表が3,200台で、大規模小売店舗立地法の届出では2,950台ということですが。

そのような敷地の中央に我々町内が取り残された状態です。

大規模なイズミのショッピングセンターができれば、毎日、夜遅くまで家の前の市道30号線を100台や200台の車が騒音をたてて通過することは当然予想されます。

又、日中はもとより、深夜まで駐車場で車のエンジンの音や車のドアの開閉の音、話し声などの騒音も当然予想されます。

この点について、大規模小売店舗立地法に基づくイズミの説明会資料によると、イズミ出店後の母の家の前の予想される騒音は、夜間以外は騒音基準内であり、夜間の予想騒音も実測数値を下回ったので問題はない旨記載されていますが、イズミが開店すれば、毎日、夜遅くまで家の前の市道30号線を100台や200台の車が騒音をたてて通過することが当然予想されるにも拘わらず、このことを全く無視し、イズミの来店車が家の前の市道30号線を通らないで他の道路を通るものと仮定して恣意的に作成した資料であり、全くデタラメな資料であると言いがありません。

従って、予想されるイズミ開店に伴う騒音の著しい環境のもとでは母の寿命が縮むことは明らかです。

既に、工事による騒音等で、昼寝など、母の生活リズムは大きく乱れ、衰弱しています。

医師の方からは、診察の度に、開店後のことを考えれば、一刻も早く移転された方が良いとの忠告を受けています。

そこで、私どもの方では、イズミに対し移転の要請をしましたが、イズミに拒否されました。

騒々しいのが嫌なら、施設に入るか、静かな場所に自分のお金で移転したらよいではないかということでしょうか。

病気と闘いながら少しでも長生きして、もう一度近所の静かなたんぼ道を散歩したいと願っている病気の老人に対して、何という仕打ちでしょうか。

今回の開発許可にあたっては、イズミも出雲市も島根県も、事前に、駐車場に囲まれることになる住民の状況を調査し、母の現状を認識した上で、母の問題を私ども家族を含め納得できる解決をしてからはじめて開発許可申請を出すべきだったのではないのでしょうか。

- (2) そもそも、これだけ大規模な開発をするのでしたら、当然、駐車場に取り囲まれることになる住民には、先ず立ち退きの交渉をするのが筋だと思います。駐車場に取り囲まれる住民が生じるような開発計画はそもそも理不尽です。

しかし、イズミから、私の家だけではなく、駐車場に囲まれることとなる住民に対し、これまで一度も立ち退き交渉はありませんでした。

私たち住民が、駐車場に囲まれる状態で開発地の中に残ることになったのは、イズミの立ち退き交渉に対し、私たち住民が応じなかったためではありません。

イズミが、開発費を節約するために恣意的に残したとしか考えられません。

イズミは、一方的に、勝手に私達の集落を残したまま、たんぼの部分のみを開発地として、イズミの大型店を出店しようとしているのです。

このような乱暴な開発は、憲法で保障されている環境権の上からも、又、商業地と住居地との調和のとれた開発を目的とする都市計画法の規定からも絶対に認められるべきではないと思います。

- (3) 住民がイズミに強く善処を求めたにもかかわらず、イズミの出店計画では、大塚町のAさんの家（四絡34号線と市道30号線の交差点角）の真ん前が、イズミの搬入車の入り口になっています。イズミの営業規模、営業時間では、朝早くから深夜遅くまで搬入車が絶え間なく入っていくことは明らかです。

そのため、Aさん宅前の交差点は、来店車の車と搬入車の車で一日中大渋滞が予想され、私ども近隣住民はその車の大渋滞により、生活に支障が生じることになることは明らかです。

又、その車の騒音によって、とりわけ早朝、夜間の騒音によって、近隣住民は耐えがたい被害を被ることとなります。

搬入車の入り口は、住民の迷惑にならない場所に設置するのが当然ではないでしょうか。当然、設計変更すべきです。

- (4) さらに、もっと心配なのが、交通事故の問題です。市道四絡30号線の道路問題は全く未だに未解決のままです。

母杉谷道子の家の前の四絡30号線は、私たち住民の生活道路であり、子供達の通学路です。

現在でも朝夕のラッシュ時には車の通行が多く、歩行者の通行も多い道路です。

しかし、イズミの店舗がオープンした時には、前記のとおり、四絡30号線を利用する車は何倍も増え、道路幅が狭いため、車のすれ違いすれすれによる交通事故も多発することが十分予想されます。

学童や園児が交通事故の被害に遭うことが非常に心配されます。

本来、開店後の交通量を想定すれば、道路の拡幅と両側に歩道を設けなければならないことは、昨今の新しい道路を作る際の基準からすれば当然の事と考えられます。

現在両側に、しかも交互に歩道が建設されておりますが、例えば、母の家の隣のBさん宅で南側の歩道は切れまです。通行人は、子供達も含めて、歩道を通行しようとするれば、もしかすると今後設置されるであろう北側の歩道に道路を渡らなくてはなりません。

信号も無い多大な交通量です。安全も何もあったものではありません。

土、日、祭日、雨の日、雪の日など、歩行者にとっては非常に危険な中での通行となります。

車が多ければ、長時間待っても安全に道路を横切れる可能性も確信できませんからそのまま車道を歩きましょう。しかし、なにしろ狭い道路ですから、雪の日に車がちょっと横滑りでもすれば、ブロック塀に挟まれて命に関わる事故になることは充分予想されます。

道路渋滞や騒音にきちんと配慮した開発をするのであれば、体育館西高岡線と矢尾今市線とをまっすぐ結ぶこととなる四絡30号線は2車線にして、両方に歩道を設置することが必要不可欠だと思います。

しかし、本件イズミの出店計画では、四絡30号線のごく一部のみわずかに道路を広げ、歩道を左右交互に設けるといふ非常にいい加減な計画でしかありません。これでは、学童や園児の通学・通園にとっては危険極まりなく、Aさんの家の前の交差点も含め、交通事故の多発は避けられず、老人の手押し車でのごみ出しも危なくて出来なくなります。

園児の列に車が突っ込み、多数の園児が死亡した他県の例が報道されていますが、とても他人ごととは思えません。万一、学童や園児に事故が発生した場合、イズミや市や県は責任を持ってくれるのかと強く言いたいと思います。

- (5) 道路の問題に関して言えば、昨年12月のバイパスの開通によって、県立中央病院周辺の道路の交差点における想定外の渋滞が生じ、ゆめタウン出雲の新設によって、当初の予想を大幅に超えた県立中央病院周辺道路の大渋滞が予想されることが明らかとなりました。

大規模小売店舗立地法届け出の道路計画は、昨年12月の9号線バイパスの開通による道路渋滞状況が考慮に入れられておらず、予想される県立中央病院周辺の道路の大渋滞は、近隣住民の生活に重大な支障が生じるとともに、緊急救急車両の通行にも重大な障害となり、市民の生活の安全が確保されていないことは明らかです。

ゆめタウン出雲の新設・出店に伴う道路渋滞の結果、隣接地の島根県立中央病院の救急患者搬送に重大な支障が生じることを多くの出雲市民が懸念しています。

9号線バイパスから県立中央病院へ直接救急車が進入できる道路を設けるという話もありますが、肝心の9号線バイパスが渋滞しては何の解決にもなりません。

島根県の開発許可に対し、1,800人も多くの市民の皆さんが島根県開発審査会に対し不服申立をされましたが、大規模小売店舗立地法届け出の道路計画では、救急車両の走行の確保に重大な懸念を市民が抱いていることの何よりの証左だと思います。

- (6) ゆめタウン出雲の年商は、パラオとジャスコとラピタの出雲市の主要3店舗の年商とほぼ同額の200億円が予定されています。ゆめタウン出雲の新設・開店により、出雲市の中心市街地の商店街は壊滅的な打撃を受けることが予想され、出雲市のまちづくりに重大な支障となります。

出雲市が昨年国に提出した中心市街地活性化計画案は、内閣府によって、イズミの出店の中心市街地に与える影響について検討不十分として突っ返されています。

その後、出雲市による新しい中心市街地活性化計画案策定の目処は全くたっていない状況です。

イズミの新設・出店により出雲市中心市街地が益々衰退していけば、出雲市の経済は結果として落ち込み、活力が失われ、夕張市の二の舞となってしまう、市民生活が大打撃を受けることになりかねません。

もし、そのような事態になれば、島根県としての行政責任も免れないと思われます。

島根県としては、ゆめタウン出雲の出店規模の大幅な縮小を指導し、イズミの出店と出雲市の中心市街地の商店街の発展とが両立できるよう、強力な指導力を発揮すべきではないでしょうか。

出雲市中心市街地の商店街の発展と両立できない現状の出店計画のままでのゆめタウン出雲の新設・開業には、一市民として、断固、反対せざるをえません。

5 縦覧場所

出雲市産業振興部商工振興課（島根県出雲市今市町109-1）

6 縦覧期間

告示の日から1月間

島根県告示第90号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成20年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成 果 の 名 称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-----------|-------|----------|------------|
| | | 地 籍 図 | 地 籍 簿 | | |
| 浜田市 | 平成16年度～17年度 | 93枚 | 1冊 | 都川 - 3 | 平成20年1月28日 |
| 津和野町 | 平成15年度～17年度 | 14枚 | 1冊 | 中座工区 | 平成20年1月28日 |

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成20年2月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 申請のあった年月日

平成20年1月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人ターミナル・難病・重度障害者いずも在宅支援ネットワーク

3 代表者の氏名

松井 由紀

4 主たる事務所の所在地

島根県出雲市武志町186番地

5 従たる事務所の所在地

なし

6 定款に記載された目的

この法人は、在宅療養や、在宅での看取りを希望する患者、家族、またそれを支援する医療、介護サービス関係者に対して、行政等の関係機関とも連携をとりながら、ネットワーク化を図り、地域住民への啓発活動や、ともに医療、介護に関する研修活動等の事業を行い、患者・家族・支援者が在宅療養や看取りについて理解を深め、健やかに暮らせる環境づくりを行うことで、在宅療養期間の延長や、在宅での看取りを増やすことを目的とする。

7 縦覧に供する書類

定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

8 縦覧期間

申請書を受理した日から 2 月間

9 縦覧場所

県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

収 用 委 員 会 告 示

島根県収用委員会告示第 2 号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の 2 の規定により、収用及び使用の裁決手続の開始を決定したので告示する。

平成20年 2 月 5 日

島根県収用委員会会長 大 賀 良 一

1 起業者の名称

島根県

2 事業の種類

県道久城インター線久城工区道路改良工事（島根県益田市久城町地内）及びこれに伴う市道付替工事

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表 1 のとおり

4 土地所有者の氏名及び住所

| 氏 名 | 住 所 |
|---|------------------------------------|
| 不明 ただし、 大庭 茂 | 島根県益田市久城町206番地 3 |
| 不明 ただし、亡 齋藤 守の法定相続人の全員又は一部の者（法定相続人の氏名は別表 2 のとおり。） （共有者不明 ただし、亡 田中 ヨ子 法定相続人の全員又は一部の者との共有（亡 齋藤 守の法定相続人の全員又は一部の者の持分は 2 分の 1 ）） | 亡 齋藤 守の法定相続人の住所は別表 2 のとおり。 |
| 不明 ただし、亡 田中 ヨ子 法定相続人の全員又は一部の者（判明している法定相続人の氏名は別表 3 のとおり。） | 亡 田中 ヨ子 の判明している法定相続人の住所は別表 3 のとおり。 |

(共有者不明 ただし、亡 齋藤 守 法定相続人の全員又は一部の者との共有(亡 田中 ヨ子 法定相続人の全員又は一部の者の持分は2分の1))

国土交通省所管国有財産管理者 島根県

島根県松江市殿町1番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成20年1月25日

島根県益田市久城町地内

別表 1

(1) 収用の部分

| 地 番 | 積 | | 公 簿 地 目 | 現況地目 | 収用しようとする 土地の面積 | 備 考 | 別 図 略 |
|---|---|-----------|---------------------------------------|-------------------------------------|---|--|-------|
| | 公 簿 | 実 測 | | | | | |
| 不明 ただし、 226番 又は 227番 又は 無地番 | 226番は1,104㎡ 227番は419㎡ (無地番は公簿がない) | 筆界未定のため不明 | 226番は畑 227番は畑 無地番は 公衆用道路(里道) | 私道 原野 宅地 公衆用道路 | 49.64㎡ 1,004.89㎡ 283.65㎡ 358.29㎡ | 別図中 RS06、RS07、11-043、P121、Z163-2、CH-23及びRS06の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(以下「収用地」という。) 別図中 RS04、RS05、RS06、CH-23、Z163-2、11-044、11-045、11-046、11-047、11-048、P120、11-049及びRS04の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(以下「収用地」という。) 別図中 11-052、P118、10-987、10-986、10-983、11-049、P120、11-048、11-047、11-060、11-059、11-056、11-055及び11-052の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(以下「収用地」という。) 別図中 RS02、P114、11-028、10-994、P115、10-993、10-988、10-985、10-984、10-982、10-980、10-979、RS03、RS04、11-049、10-983、10-986、10-987、P118、11-052、11-055、11-056、11-059、11-060、11-047、11-046、11-045、11-044、Z163-2、P121、11-043、RS07、RS08、11-839、11-838、11-977、11-992、11-993、12-032、12-033、11-863、LS04、LS03、11-853、11-852、11-061、11-058、11-057、11-054、11-053、P117、10-992、P116、10-995、11-030、11-857、LS02、LS01、11-029、P113、X014、RS01、RS01-1及びRS02の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分(以下「収用地」という。) | |

島根県益田市久城町地内

(2) 使用の部分

| 地 番 | 積 | | 公 簿 地 目 | 現況地目 | 使用しようとする 土地の面積 | 備 考 | 別 図 略 |
|---|---|---------------|---------------------------------------|-------|-------------------|---|-------|
| | 公 簿 | 実 測 | | | | | |
| 不明 ただし、 226番 又は 227番 又は 無地番 | | | | 私道 | 3.20㎡ | 別図中 RH06、RH07、RS07、RS06及びRH06の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分（以下「使用地」という。）。 | |
| | | | | 原野 | 8.45㎡ | 別図中 RS04、RH04、RH05、RH06、RS06、RS05及びRS04の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分（以下「使用地」という。）。 | |
| | | | | 公衆用道路 | 3.22㎡ | 別図中 RS03、RH03、RH04、RS04及びRS03の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分（以下「使用地」という。）。 | |
| | | | 226番は畑 227番は畑 無地番は 公衆用道路（里道） | 公衆用道路 | 1.44㎡ | 別図中 RH07、RH08、RS08、RS07及びRH07の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分（以下「使用地」という。）。 | |
| | 226番は1,104㎡ 227番は419㎡ （無地番は公簿がない） | 筆界未定のた め不明 | | 公衆用道路 | 0.92㎡ | 別図中 LH03、LS03、LS04、LH04及びLH03の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分（以下「使用地」という。）。 | |
| | | | | 公衆用道路 | 1.66㎡ | 別図中 LH01、LS01、LS02、LH02及びLH01の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分（以下「使用地」という。）。 | |
| | | | | 公衆用道路 | 1.17㎡ | 別図中 RH01、RH02、11-023、RS02、RS01-1、RS01、11-027及びRH01の各点を順次結ぶ直線で囲まれる部分（以下「使用地」という。）。 | |

- ・使用の方法 仮設構造物、排水施設及び工事期間中の安全施設設置のために、地表を使用する。
- ・使用の期間 権利取得の時期より2年間。

別表2

亡 齋藤 守 法定相続人

| 整理 番号 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|-------|-------------------------------|
| 1 | 齋藤 令子 | 島根県益田市下本郷町194番地15 |
| 2 | 齋藤 昇 | 群馬県前橋市西片貝町4丁目8番地28 |
| 3 | 齋藤 馨 | 滋賀県草津市上笠3丁目25番29号 メゾン・ド・堤302号 |
| 4 | 齋藤 勝廣 | 島根県益田市赤城町14番4号 |

別表3

亡 田中 ヨ子 の判明している法定相続人

| 整理 番号 | 氏 名 | 住 所 |
|----------|--------|--|
| 1 | 齋藤 令子 | 島根県益田市下本郷町194番地15 |
| 2 | 齋藤 昇 | 群馬県前橋市西片貝町4丁目8番地28 |
| 3 | 齋藤 馨 | 滋賀県草津市上笠3丁目25番29号 メゾン・ド・堤302号 |
| 4 | 齋藤 勝廣 | 島根県益田市赤城町14番4号 |
| 5 | 齋藤 博子 | 島根県益田市幸町3番37号 |
| 6 | 藤谷 美代子 | (戸籍の附票記載の住所) 島根県益田市駅前町8番1号 (居所) 島根県益田市幸町3番39号 |
| 7 | 齋藤 正臣 | 島根県益田市幸町3番37号 |
| 8 | 野口 貴美子 | 島根県益田市七尾町11番17号 |
| 9 | 安野 富士子 | 島根県益田市須子町10番19号 |
| 10 | 菊井 知恵子 | 山口県岩国市南岩国町二丁目36番10号 |
| 11 | 山村 美穂 | 山口県岩国市平田六丁目30番6号 |
| 12 | 末廣 恵子 | 山口県岩国市今津町一丁目13番17号 |
| 13 | 菊井 雄二 | 広島県広島市東区山根町二五番一三 - 九〇一号 |
| 14 | 香川 光夫 | 広島県福山市赤坂町大字早戸295番地177 |
| 15 | 寺西 タミ子 | 広島県広島市中区幟町一二番九 - 七〇一号 |
| 16 | 中岡 幸二 | 大阪府高槻市大塚町二丁目17番32号 |
| 17 | 杉原 房子 | 大阪府東大阪市衣摺二丁目10番11号 |
| 18 | 鈴木 マサ子 | 大阪府豊中市服部寿町二丁目4番5号 |
| 19 | 齋藤 利一 | 大阪府大阪市住之江区南加賀屋二丁目6番20号 |
| 20 | 齋藤 卓 | 大阪府枚方市津田山手1丁目40番6号 |
| 21 | 齋藤 昇二 | 大阪府豊中市曽根東町2丁目10番5 - 301号 |
| 22 | 静 道子 | 大阪府堺市東区草尾117番地 |
| 23 | 齋藤 エミ子 | 大阪府堺市東区草尾171番地1 |
| 24 | 齋藤 千代子 | 大阪府堺市東区草尾171番地1 |
| 25 | 齋藤 誠一 | 大阪府堺市東区草尾171番地1 |
| 26 | 齋藤 大助 | 大阪府大阪市住吉区住吉一丁目7番27号 |
| 27 | 齋藤 マチ子 | 東京都杉並区和田3丁目49番4 - 404号 トーア杉並 |
| 28 | 菊井 一伸 | 千葉県松戸市五香6丁目13番地の10 |

| | | |
|----|--------|---|
| 29 | 齋藤 康博 | 東京都品川区西品川二丁目6番3号 エーアールアイビル301 |
| 30 | 相馬 武志 | 埼玉県ふじみ野市上ノ原三丁目2番地9 |
| 31 | 相馬 幸正 | 埼玉県川越市大字古谷上3723番地7 |
| 32 | 川上 安子 | 埼玉県川越市大字古谷上3723番地7 |
| 33 | 相馬 利生 | 埼玉県川越市大字古谷上6080番地3 |
| 34 | 相馬 明生 | 埼玉県飯能市大字双柳811番地13 |
| 35 | 山中 のり子 | 埼玉県ふじみ野市富士見台9番14号 |
| 36 | 野崎 幸子 | 千葉県市川市柏井町2丁目774番地10 |
| 37 | 河上 御代子 | 千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷三丁目14番26号 |
| 38 | 河上 恵次 | 千葉県鎌ヶ谷市東鎌ヶ谷三丁目14番26号 |
| 39 | 塩谷 姫子 | 神奈川県相模原市清新3丁目11番7号 |
| 40 | 高森 一男 | 神奈川県逗子市久木七丁目7番17号 |
| 41 | 酒井 かづゑ | 静岡県志太郡大井川町上小杉887番地の90 |
| 42 | 野田 保祥 | 愛知県一宮市小信中島字西五反田3番地1 |
| 43 | 中村 ちず子 | 愛知県一宮市丹陽町外崎113番地2 |
| 44 | 伊藤 絹江 | 愛知県一宮市大和町福森字郷中9番地 |
| 45 | 平井 昌美 | 愛知県一宮市緑二丁目15番5号 |
| 46 | 平山 節子 | 兵庫県三木市志染町東自由が丘一丁目一〇二番地の五 |
| 47 | 笹山 力 | 兵庫県明石市大久保町西島610番地の9 エクセランス大久保 番館109号 |
| 48 | 笹山 扇 | 兵庫県神戸市灘区一王山町九番六号 |
| 49 | 戸高 敏子 | 福岡県北九州市戸畑区元宮町5番11号 |
| 50 | 齋藤 五月 | 奈良県生駒市小瀬町891番地の11 |
| 51 | 高森 吉和 | 岐阜県関市小瀬二七〇七番地一 (フォレット緑ヶ丘二〇三号) |
| 52 | 木村 順子 | 岐阜県可児郡御嵩町御嵩2192番地の409 |
| 53 | 小山 久子 | 行方不明 ただし戸籍の最後の住所 大阪府中河内郡北江村大字新庄八百八番地 |